



奈総法第319号

令和4年3月25日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様  
同 中 本 勝 様  
同 塚 本 勝 様  
同 森 岡 弘 之 様

奈良市長 仲 川 元 庸



包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。



平成26年度包括外部監査「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」の結果に対する措置状況について

#### IV. 公共調達に関する個別結果及び意見

##### 8. 環境部

###### (3) 環境清美工場

- ・ 予定価格の積算方法の見直しについて

(環境清美工場)

###### 【監査結果】

上記委託契約に係る予定価格の算定においては、公益社団法人全国都市清掃会議が公表する「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」(以下、「全都清工事積算要領」)をほぼ準用して作成した、「奈良市環境清美工場点検補修積算要領書」(以下、「奈良市積算要領書」)を適用し、委託料(税抜き価格)が直接業務費、業務管理費、及び一般管理費の各費目から構成されるものとしたうえで、各費目を積算集計して委託料総額を算出している。このうち、中心的な費目である直接業務費は、使用する具体的な薬品等の材料費と保守点検費(保守点検に係る労務費)から構成されている。

保守点検費は「労務単価×基準人工×割増率×その他」として計算され、2週間点検、2か月点検、6か月点検を区分して算定、集計されている。

まず労務単価については、奈良市技術監理課が発している労務単価一覧の中から、「技師C」職種の労務単価を用いている。これは国土交通省が公表する設計業務委託等技術者単価の設計業務に係る技師Cをそのまま準用したものであり、環境清美工場は業務内容から当該単価を採用したとのことである。

次に、基準人工について、2週間点検、2か月点検、6か月点検それぞれの基準人工、実績人工は以下のとおりである。平成25年度において、2週間点検、2か月点検、6か月点検はそれぞれ22回、4回、2回実施されており、1回あたり2人日である。(表省略)

上記のとおり、基準人工と実績人工は大きく乖離している。この乖離は、環境清美工場では1回あたり4人日で計算しているのに対し、実際には1回につき2人日で実施されていたことが原因である。そのため、基準人工が実績人工の約2倍と

なっており、その分は予定価格が過大であったということである。環境清美工場によれば、1回あたり実績2人日であることは把握していたが、1つの焼却炉あたり1人日、4つの焼却炉で4人日として過去から算定していたとのことであり、このように基準人工が実績人工を超過していることは認識していた模様である。

また、割増率については、奈良市積算要領書を適用しており、当該作業割増率の適用基準は以下のとおりである。(表省略)

環境清美工場では、当該作業は上記基準のうち、「危険作業」、「作業工程上制約のある作業(複雑な制約がある作業)」、「錯綜場所」が当てはまるとして、割増率0.9(=0.2+0.4+0.3)を適用している。しかし、予定価格調書等に当該事実の記載はなく、どの割増率が適用されているのか不明確である。また、複雑な制約がある作業として割増率0.4を適用するには、上記制約条件のうち2つ以上を満たす必要があり、担当者によると「イ」と「ハ」を満たしているとのことであったが、当該業務が「イ」と「ハ」を満たしていると判断する根拠について、明確な回答はなかった。

さらに、「労務単価×基準人工×割増率×その他」の「その他」として、15%の割増しを適用している。これについては、保守点検に用いる計測機器等の損耗費として、奈良市積算要領書に定められた基準から機械設備工事の総合調整費の(労)×(10~20%)の平均値の15%を引用したとのことである。上記の結果、割増率と合わせた乗数は2倍を超えているが、分析計の保守点検にそれほどの危険が伴うのか、現在の環境清美工場の整備状況を勘案すれば疑問である。また、2倍を超える倍率を乗じた結果の労務単価は、設計業務等技術者の最高ランクである主任技術者の労務単価を超えており、下記の主任技術者の職種区分定義を参照すれば、これを超える労務単価は相対的に高すぎると考えられる。(表省略)

そもそも業務内容が営繕的な工事ではないのに、公共建築工事積算基準の考え方に即した全都清工事積算要領を当てはめたところに問題がある。公益社団法人全国都市清掃会議からは、全都清工事積算要領とは別に「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領」が平成17年度より刊行されており、同積算要領に準拠して積算をすべきである。同積算要領の適用範囲については、「廃棄物処理施設の維持管理のうち、施設の保守点検、運転操作監視、庶務一般、計量・投入監視業務に適用する。」とあり、焼却施設の定期点検についても明示的な記載がされている。



労務単価としても、国土交通省の建築保全業務技術者労務単価を基準にして、本件委託業務に何らの資格が求められていない実情を勘案すれば、保全技術員などの単価を採用するのが妥当ではないだろうか。(表省略)

上記のとおり、予定価格の積算に多くの課題が検出された。当該業務は2号随意契約で実施されており、価格に関して競争性が働かない状況であることを勘案すると、予定価格を妥当な基準によって妥当な水準に積算する必要がある。そのためには、まず現在の奈良市積算要領書を抜本的に見直し、予定価格を構成するそれぞれの項目について、それを適用した根拠を明確にするとともに、毎年度実績と比較することにより、適用した水準の妥当性について検証する必要がある。

特に予定価格の積算に係る基準人工の見積過大については看過しがたく、上に指摘した課題も踏まえて、今後の契約のみならず過年度分の契約も含めて委託先との精算交渉にあたるべき事態と思料する。

#### 【措置の内容】

本契約の積算方法については、全都清工事積算要領を適用し、さらに内容を詳細にした「奈良市積算要領書」を作成し、補修及び各種委託業務の積算に運用してきました。この中で本件の保守点検に係る労務費の労務単価については国土交通省から公表されている設計業務委託等技術者単価の「技師C」を用いて積算していました。

指摘後、本件の業務内容の見直しを行ったところ、「技師C」の職種が専門的な資格を有するのに対し、本業務では何らの資格を有することなく従事できるもので、内容がかけ離れていることを認識しました。現在は、別の積算基準となる「建築保全業務積算基準」(国土交通省監修)に準拠し、国土交通省建築保全業務技術者労務単価の「保全技術員」の労務単価を使用しています。

割増率については、特殊施工における場合として「全都清工事積算要領」により適時適用するものとして作業割増を計上するものですが、適正な積算を行うため見直しを図り、錯綜場所は該当しない場合があるため除外しました。

奈良市積算要領書については、抜本的な見直しを行い、委託契約を含め、令和3年度に「奈良市環境清美工場施設維持管理業務積算要領書」を作成しました。